

徳島県企業管理規程第十二号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「午後一時まで」の下に「（第四条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき局長が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加え、同条第四項中「割り振らない日」の下に「（第七項及び第六項において読み替えて準用する第五項の規定によるものを除く。）」を加え、同条第五項中「第一項」の下に「又は第七項」を加え、同条に次の三項を加える。

6 前項の規定は、職員に第七項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

7 局長は、職員（局長が定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第四項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第一項の規定にかかわらず、局長が定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として局長が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項に規定する勤務時間となるように、第四項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

8 前項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により局長が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については第四条の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して局長が定める休憩時間とする。

第四条第二項を次のように改める。

2 局長は、次に掲げる場合には、局長の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

第四条の二第一項中「のある職員」の下に「（第二条第七項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、同条第二項中「以下この項及び次条第四項」を「次

条」に改め、「のある職員が局長が定めるところにより当該子を養育する」を削り、「一要介護者のある職員が局長が定めるところにより」を「第十一条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第四条の三第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、「とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が局長が定めるところにより当該子を養育する」」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第五条の二中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第七項」に改める。

第十一条第一項中「定める者」の下に「（第十三条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十三条の次に次の三条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十三条の二 局長は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第二十五条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 局長は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、局長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 局長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十三条の三 局長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談そ

その他の措置を講じなければならない。

- 2 局長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第十三条の四** 局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の規定（第十三条の二の規定を除く。）は、令和七年四月一日から適用する。